平成２８年（フ）第８９号
群馬県伊勢崎市下植木町772番地52　ミタホーム下植木206
債務者　西野　伸之
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９０号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1515番地　ユニオンⅢＡ203
債務者　牧野クララこと　ＬＥＶＡＮＯ　ＯＣＨＯＡ　ＤＥ　ＭＡＫＩＮＯ　ＣＬＡＲＡ　ＭＥＲＣＥＤＥＳ
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９４号
群馬県前橋市朝倉町73番地４　柳ハイツ201号
債務者　中川　年就
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１３１号
千葉県船橋市藤原７丁目41番４棟105号
債務者　柴田　良次
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１３２号
千葉県船橋市藤原７丁目41番４棟105号
債務者　柴田　三郎
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７２号
千葉県船橋市駿河台２丁目15番41号
債務者　小野寺武久
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２３２号
千葉市中央区都町108番地２　ライフネット１―205号
債務者　黒田　有一
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
静岡県掛川市久保２丁目21番15号　ブルースカイ305
債務者　伊藤　文昭
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
静岡県掛川市上西郷1660番地の２　ヴィルビヴァンミサトⅡ　101
債務者　伊久美雅基
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
京都市伏見区向島津田町２番地２　セブンマンション501
債務者　桃井　達也
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
京都市下京区四条通油小路東入傘鉾町49番地ハウスセゾン四条通1101、前住所静岡県浜松市南区白羽町2447番地の１
債務者　茗荷久美子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３３０号
京都市山科区竹鼻西ノ口町20番地　エミネンス88　303号、前住所京都市山科区西野楳本町67番地36
債務者　東出　　悟
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３３４号
京都市山科区西野山階町40番地６　メゾン芝202
債務者　中森　正人
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３３８号
京都市右京区嵯峨広沢南下馬野町21番地21
債務者　雀部　晴彦
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３４２号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地15―406
債務者　藤井　久子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３４３号
京都市山科区御陵三蔵町15番地16
債務者　片岡　**徳**一
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３４４号
京都市伏見区石田大山町72　醍醐病院、住民票上の住所京都市山科区御陵三蔵町15番地16
債務者　片岡よね子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係